

障害者活躍推進計画

更 別 村

(令和7年3月策定)

機 関 名	更別村
任 命 権 者	更別村長
計 画 期 間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	<p>更別村においては、令和6年6月現在における障害者任免状況通報において法定雇用率2.8%に対して、3.31%となっており法定雇用率を満たす状況にある。</p> <p>しかしながら、今後も法定雇用率の引き上げが予定されていることから、一般職常勤職員及びパートタイム会計年度任用職員の新規採用をする際には、障害者の雇用に努める。</p>
目 標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参 考）令和6年6月1日時点の実雇用率：3.31% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗を管理する。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理する。</p>
③満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標	<p>【ワーク・エンゲージメント】 初年度の基準を上回る 【満足度の全体評価】 50%</p> <p>※初年度には実態に関するデータを収集する。 （評価方法）在籍している障害者（新規採用を除く）に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理する。</p>

④キャリア形成に関する目標	<p>○一般職常勤職員においては、人事評価制度を活用し、新たな仕事に取り組むなどキャリアアップを図っていく。</p> <p>○パートタイム会計年度任用職員においては、毎年度、仕事のやりがいや個々の希望を確認し、次年度以降において、仕事内容の見直し、勤務時間数・勤務日数の増加などを図り、個々のキャリアアップへと繋げる。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。(令和元年10月1日選任)</p> <p>○庁内で組織する連絡会議において、障害者が活躍できる仕事づくりや環境づくりについて協議し、サポート体制においても構築していく。</p>
(2) 人材面	<p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○庁内で組織する連絡会議において、障害者一人ひとりの特性・能力等を把握し、本人に合った活躍できる職務の選定及び創出に努めるとともに他の任命権者とも連携のうえ取り組む。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○新規に採用した障害者については定期的に面談し、必要な配慮等を把握のうえ、継続的に必要な措置を講ずる。</p>

(2) 募集・採用	<p>○特別支援学校の生徒を対象とした職場実習を積極的に行う。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。
(3) 働き方	<p>○会計年度任用職員を活用し、障害者雇用を進めることで、障害者の方に合わせた多様な勤務時間、日数で働ける環境づくりを目指す。</p> <p>○時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
(4) キャリア形成	<p>○本人の希望等も踏まえ、職務選定を行うとともに、他の職員と同様に、教育訓練の機会の提供や相談援助を実施に努める。</p>
(5) その他の人事管理	<p>○障害者の方への随時面談を行い、状況把握や体調配慮に努める。</p> <p>○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>
4. その他	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の販売の促進に対する活動に協力する。</p>